

監査の結果	講じた措置
<p>(指導事項) 1件 (収入1)</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。</p> <p>恩給の過払金 過年度分 先数 1件 628,200円</p>	<p>1) (発生原因の検証結果)</p> <p>毎年度の受給権調査等により過払い防止に努めていたが、受給権が消滅したにもかかわらず、遺族から届出がなかったため、過払金が生じた。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>令和2年1月18日、債務者(保証人)が死亡。</p> <p>今後は裁判所に相続放棄の照会を行い、相続放棄していない場合は相続人である遺族に分納を依頼し、また、相続放棄が確認された場合は不納欠損の手続について出納局会計課等に確認して処理していく。</p>

監査対象機関	総務部 財政課
監査対象期間	令和元年度
監査実施日	令和2年8月7日、8月31日
監査の結果	講じた措置
<p>(指導事項) 1件 (契約 (重点事項) 1)</p> <p>1) 業務委託契約について、次のとおり不備があった。</p> <p>①山梨県地方公会計システム保守業務委託契約書の情報セキュリティに関する特記事項に、受託者は、発注者である山梨県知事に対して、受託業務に係るセキュリティ責任者及び従事者を書面で明らかにしなければならないと定められているが、履行されていなかった。</p> <p>②起床管理システム保守業務委託契約書の個人情報取扱特記事項に、受託業者は、受託業務を再委託するときは、再委託契約の締結後直ちに、再委託先事業者をして、書面により作業従事者及びセキュリティ責任者を発注者である山梨県知事に届け出させなければならないと定められているが、履行されていなかった。</p>	<p>1) (発生原因の検証結果)</p> <p>年度当初の事務が集中する時期であり、書面による提出を促していなかった。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>①令和2年度契約の同業務においては、届出がされていることを確認した。今後は、委託契約書に基づき事務手続が適切に行われるよう、職員や契約相手に基づき事務手続を指示し、委託契約書等一連の書類に添付した。今後は、委託契約書に周知徹底を図るが適切に行われるよう、職員や契約相手に周知徹底を図る。</p>

監査対象機関	総務部 税務課
監査対象期間	令和元年度
監査実施日	令和2年7月9日、8月31日
監査の結果	講じた措置
<p>(指導事項) 1件 (契約 (重点事項) 1)</p> <p>1) 税務システムに係る各種業務委託契約書</p>	1) (発生原因の検証結果)

監査対象機関	総務部 財産管理課 (資産活用室)
監査対象期間	令和元年度
監査実施日	令和2年7月9日、8月31日
監査の結果	講じた措置
<p>(指導事項) 1件 (収入1)</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。</p> <p>土地貸付料 令和元年度分 先数1件 406,262円</p>	<p>契約の特記事項が、情報セキュリティに関する特記事項と個人情報取扱特記事項の2種類あり、情報セキュリティに関する特記事項は委託先からの提出書類のみであったため、個人情報取扱特記事項についても、委託先からの届出のみで足りると錯誤し、再委託先からの徴収をしていなかった。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>現在締結中で再委託を認めた契約については、既に再委託先からの届出を徴収済みである。</p> <p>今後は、契約の特記事項の記載どおりの手続きとなるよう、職員に周知徹底を図るとともに、委託先への通知書に再委託先からのセキュリティ責任者の届出を提出させるよう明記すること、再委託の申請書の提出があった場合のチェックリストを作成することで、再発防止に努める。</p>

監査対象機関	総務部 情報政策課
監査対象期間	令和元年度
監査実施日	令和2年7月10日、8月31日
監査の結果	講じた措置
<p>(指導事項) 2件 (契約 (重点事項) 1、契約1)</p> <p>1) 業務委託契約について、次のとおり不備があった。</p> <p>①財務会計システム維持管理業務委託契約書の個人情報取扱特記事項に、受託業者は、受託業務を再委託するときは、再委託契約の締結後直ちに、再委託先事業者をして、書面により作業従事者及びセキュリティ責任者を発注者である山梨県知</p>	<p>1) (発生原因の検証結果)</p> <p>①当該業務開始時に責任者や従事者及びセキュリティ事項等の確認を対面にて実施していたが、書面による届出がないことを見落としてしまっていた。</p> <p>②当該業務は、グループウェア保守業務の一環だが、業務の性質上別途契約をしているものである。グループウェア保守業務にお</p>

<p>事に届け出させなければならぬと定められているが、履行されていないものがあった。</p> <p>②定期人事異動に伴うデータ設定業務委託契約請書の情報セキュリティに関する特記事項に、受託業者は、発注者である山梨県知事に対して、受託業務に係るセキュリティ責任者を書面で明らかにしなければならぬと定められているが、履行されていない。</p> <p>③パソコン機器等修繕業務委託契約書において、契約解除に関する違約金条項が、消費税及び地方消費税相当額を含む契約金額を基に違約金を算出する内容となっていないかった。</p>	<p>いてセキュリティ事項等については確認をしていたため、当該業務の契約時に届出がないことを見落としてしまっていたが、当該業務においても業務開始時に責任者や従事者及びセキュリティ事項等の確認を対面にて実施している。</p> <p>③この契約は一人一台パソコンが故障した場合の修繕業務を委託するもので、数量が確定していない契約のため単価契約としていない。単価を税抜価格としていたことにより、違約金算出の基になる金額が消費税を含まない内容となっていた。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>①対面での確認を継続するとともに、今後は届出がされていることも確認する。</p> <p>②対面での確認を継続するとともに、今後は届出がされていることも確認する。</p> <p>③今後は契約書の当該条項について、消費税及び地方消費税相当額を含む契約金額を基にしているかの確認を徹底する。</p> <p>2) (発生原因の検証結果) 当該通知による協議が必要であることを見落としていた。</p> <p>(今後の対応策等) 当該契約は令和元年度で終了している。今後、同様の契約を行う場合には、通知に基づき出納局長への協議を滞りなく行う。</p>
--	--

<p>監査対象機関 防災局 防災危機管理課 (火山防災対策室)</p> <p>監査対象期間 令和元年度</p> <p>監査実施日 令和2年6月4日、7月14日</p> <p>監査の結果</p> <p>(指導事項) 1件 (給与1)</p> <p>1) 扶養手当の認定において、扶養親族届の受理年月日及び認定日が記入されておらず、認定欄へ押印がされていないものがあった。</p>	<p>議じた措置</p> <p>1) (発生原因の検証結果) 扶養親族簿上で任命権者による記名及び押印が必要であることを失念していた。</p> <p>(今後の対応策等) 子備監査の終了後、直ちに記入及び押印を行った。今後は、複数職員によるチェックを徹底するなど、遺漏のない事務処理に取り組んでいく。</p>
--	---

<p>監査対象機関 福祉保健部 福祉保健総務課</p> <p>監査対象期間 令和元年度</p> <p>監査実施日 令和2年8月11日、10月9日</p>	
--	--

<p>監査の結果</p> <p>(指導事項) 1件 (重点事項) 1)</p> <p>1) 業務委託契約書の情報セキュリティに関する特記事項に、受託業者は、発注者である山梨県知事に対して、受託業務に係るセキュリティ責任者及び業務作業従事者を書面で明らかにしなければならぬと定められているが、履行されていないものがあった。</p>	<p>議じた措置</p> <p>1) (発生原因の検証結果) 課内で契約書を確認する際に、契約書自体は十分に内容を確認していたが、契約書と同時に提出すべき書類を確認するという認識が不足していた。</p> <p>(今後の対応策等) 今回の指導事項を踏まえ、今年度は提出が必要な書類を速やかに確認し、提出を受けた。今後は、契約書のみならず、契約書と同時に提出を受ける書類の確認を徹底し、適切な事務の執行を図っていく。</p>
--	--

<p>監査対象機関 福祉保健部 健康長寿推進課</p> <p>監査対象期間 令和元年度</p> <p>監査実施日 令和2年8月18日、10月9日</p> <p>監査の結果</p> <p>(指導事項) 1件 (収入1)</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。</p> <p>①高齢者居室等整備資金償還金 過年度分 先数 12件 11,785,930円</p> <p>②高齢者居室等整備資金利子収入 過年度分 先数 12件 2,163,730円</p>	<p>議じた措置</p> <p>1) (発生原因の検証結果) 当該資金の元金及び利子を滞納している借受人は9名、全て過年度分である。</p> <p>借受人、連帯保証人とも高齢化しており、年金で生計を立てている等、経済的に困窮しているケースが多く、また、借受人、連帯保証人が死亡している者や借受人の相続人が相続放棄したケースもあり、相続人の特定に時間を要する等、債権管理が複雑化かつ困難を来している。</p> <p>(今後の対応策等) 収入未済の解消に向け、貸付金の徴収事務を委託している山梨県社会福祉協議会と連携して、滞納者及び連帯保証人とのヒアリングや世帯訪問、催告状の送付や電話による償還依頼、また時効を中断するための債務承認書の提出を求める等、今後も引き続き適切な債権管理を行う。</p> <p>特に、借受の際に必ず置くこととされている連帯保証人(2名)と折衝し、収入未済の早期解消に向けた取り組みを進めていく。</p>
--	---

<p>監査対象機関 福祉保健部 障害福祉課</p> <p>監査対象期間 令和元年度</p> <p>監査実施日 令和2年8月19日、10月9日</p> <p>監査の結果</p> <p>(指導事項) 1件 (収入1)</p> <p>1) 山梨県障害児(者)施設整備費補助金の</p>	<p>議じた措置</p> <p>1) (発生原因の検証結果)</p>
---	------------------------------------

特定拠源である、社会福祉施設等施設整備費国庫補助金については、法定受託事務として国に代わり県が、国の官行会計システムを用いて支出決定決議書を作成することにより、県に支払いが行われる。国費の歳出金の支払期限は、予算決算及び会計令第5条に基づき翌年度の4月30日限りとされており、令和元年度分の当該国庫補助金については、令和2年4月30日までにシステムを用いて支出決定決議書を作成しなければならなかったが、期限までに作成しておらず、支払いが行われなかったことから、国庫補助金137,337,000円が収入未済となった。

(特設事項) 2件 (収入2)

1) 平成30年度特別障害者手当等給付費国庫負担金について、交付額確定による追加交付額40,410円の調定が行われていなかった。

2) 歳入について、次のとおり収入未済があった。
 ①児童福祉総務費負担金(短期入所食費負担分) 過年度分 先数3件 26,412円
 ②児童福祉総務費負担金(心身障害者扶養共済掛金)

国庫補助金受入に係る事務処理歴り

主な要因

- ・国庫支出金の会計事務に対する理解が不足
- ・ミスを未然に防ぐチェック体制が不十分
- ・国から法定受託している国庫支出金の支出について、組織的かつ統一的に未然防止する仕組みがない状況

(今後の対応策等)

令和2年6月3日、令和2年度予算の過年度支出として対応していただけたよう、厚生労働大臣に要請を行った。
 そうしたことから、令和2年度厚生労働省予算の過年度支出により、令和3年3月30日取納済となっている。
 再発を防止するため、年度末から翌年度にかけて複数名で確認を行うなど、これまでに上に行内の関係機関、市町村と連絡・調整を行い、事務処理ミスの未然防止を徹底している。

1) (発生原因の検証結果)

平成30年度分の国庫負担金については翌年度(令和元年度)6月頃に実績報告を行い額の確定を行ったが、その後国からの支出負担行為決議書を元に調定回し及び支出決定決議書の作成を失念したことにより未済が生じている。
 国庫支出金の会計事務に対する理解の不足やチェック体制の不十分さが原因としてあげられる。

(今後の対応策等)

令和2年6月3日、令和2年度予算の過年度支出として対応していただけるよう、厚生労働大臣に要請を行った。
 そうしたことから、令和2年度厚生労働省予算の過年度支出により、令和3年2月22日取納済となっている。
 再発を防止するため、年度末から翌年度にかけて複数名で確認を行うなど、これまでに上に行内の関係機関、市町村と連絡・調整を行い、事務処理ミスの未然防止を徹底している。

2) (発生原因の検証結果)

①当該負担金は、平成6年度～14年度の間の、田制度による施設への短期入所事業に伴う食事代であるが、保護者の収入の減少などから、負担金の納付が遅延している。
 ②当該負担金は、山梨県心身障害者扶養共済の加入者が、掛金として毎月納入するものであるが、加入者の収入が減ったこと等に

過年度分 先数1件 383,500円
 ③在宅重度心身障害者居室整備資金償還金元金 過年度分 先数10件 9,485,300円

④在宅重度心身障害者居室整備資金利子収入 過年度分 先数10件 1,384,298円

⑤重度心身障害者医療費貸付金償還金元金 過年度分 869,522円

令和元年度分 429,921円
 合計 先数27件 1,299,443円

⑥重度心身障害者医療費貸付金償還金延滞金 過年度分 5,288円

令和元年度分 19,169円
 合計 先数6件 24,457円

(育精福祉センター児童寮分)
 ⑦児童福祉施設費負担金 過年度分 1,593,560円

令和元年度分 555,683円
 合計 先数15件 2,149,243円

⑧育精福祉センター使用料 過年度分 349,700円

令和元年度分 12,074円
 合計 先数3件 361,774円

⑨雑入 令和元年度分 先数2件 27,208円

より、掛金が納入されず、滞料となっている。

③当該償還金は、山梨県高齢者居室等整備資金及び重度心身障害者居室等整備資金貸付条例に基づき、重度心身障害者の居室等を整備するため貸付を受けた借受人からの償還金(元金)である。借受人の収入の減少や、借受人の死亡等により滞っている状況である。

④当該利子収入は、山梨県高齢者居室等整備資金及び重度心身障害者居室等整備資金貸付条例に基づき、重度心身障害者の居室等を整備するため貸付を受けた借受人からの償還金(利子収入)である。借受人の収入の減少や、借受人の死亡等により滞っている状況である。

⑤当該貸付金は、重度心身障害者医療費助成金受給者へ医療機関等の受診に必要な医療費を事前に貸し付けるものである。
 実際にかけた医療費が貸付金より少額であった場合には、受給者へ納入通知書を送付して納付を求めているが、一部の受給者は別の用途に使ったなどの理由から、貸付金の償還が遅延している。

⑥重度心身障害者医療費貸付金償還金元金に対する延滞金であり、元金の滞料により発生するものである。
 ⑦措置児童の保護者負担分の請求であり、経済的困窮、措置後の所在不明、児童相談所の措置に不同意等により、支払いが滞っている状況である。

⑧契約児童のセンター使用料の請求であり、先数3件のうち2件は、保護者の支払い遅れによるものである。
 残りの先数1件は、当初契約児童であったが、現在は経済的困窮により児童相談所の措置に移行しており、支払いが困難な状況である。

⑨短期入所児童の食費光熱水費代の請求であり、保護者の支払い遅れによるものである。
 (今後の対応策等)

①住所から住民票、戸籍等の公用請求を行ったところ、3名中2名で該当者なしとの回答であった。転居先が不明の2名については、現地確認をしたところ、当時の住所地に居住が確認できなかった。そのため、これ以上の督促は行うことができず、徴収停止や債権放棄も視野に入れた対応を検討していく。残りの1名については、田住所と

	<p>同じ番地に本籍があり転居先を追跡可能であるため、文書等により引き継ぎ納付を求めたい。</p> <p>※令和2年11月末現在の未収金状況 ○過年度 先数 3件 26,412円</p> <p>②令和2年7月29日借受人の相続人から、時効の援用がなされた。心身障害者扶養共済掛金は私法上の債権に位置付けられ、民法が適用されることとなり、旧民法第167条第1項の規定により、時効期間は10年となる。(令和2年4月1日以前の債権であるため改正前の民法適用)</p> <p>当該債権については、平成21年の弁済以降、時効の中断要因はなく、旧民法第167条に定められている消滅時効期間が経過している。このため、民法第145条で定められている当該者からの時効援用通知により、当該者に対する県の債権は消滅することとなることから、令和2年9月14日付で不納欠損処理を行った。</p> <p>※令和2年11月末現在の未収金状況 ○過年度 先数 1件 0円</p> <p>③事務の委託をしている山梨県社会福祉協議会とともに、借受人や連帯保証人等に対し、ヒアリングを行い、償還を求めていく。</p> <p>※令和2年11月末現在の未収金状況 ○過年度分 先数10件 9,293,640円</p> <p>④事務の委託をしている山梨県社会福祉協議会とともに、借受人や連帯保証人等に対し、ヒアリングを行い、償還を求めていく。</p> <p>※令和2年11月末現在の未収金状況 ○過年度分 先数10件 1,380,458円</p> <p>⑤滞納者に対し、電話で督促を行うとともに、市町村から支給される医療費助成金を償還に充てることにより、未収金の回収を行っていく。</p> <p>※令和2年11月末現在の未収金状況 ○過年度分 793,607円</p> <p>○令和元年度分 153,852円</p> <p>○合計 先数17件 947,459円</p> <p>⑥滞納者に対し、電話で督促を行うとともに、市町村から支給される医療費助成金を償還に充てることにより、未収金の回収を行っていく。</p> <p>※令和2年11月末現在の未収金状況 ○過年度分 5,288円</p>
--	---

	<p>○令和元年度分 5,384円</p> <p>○合計 先数 4件 10,672円</p> <p>⑦督促状の発行はもとより、入所児童の家庭状況等に配慮しながら、電話連絡、催告文書の送付などの取り組みを今後とも続けていく。</p> <p>※令和2年11月末現在の未収金状況 過年度分 1,560,160円 (収納済 33,400円) 令和元年度分 375,883円 (収納済 179,800円)</p> <p>⑧督促状の発行はもとより、入所児童の家庭状況等に配慮しながら、電話連絡、催告文書の送付などの取り組みを今後とも続けていく。</p> <p>※令和2年11月末現在の未収金状況 過年度分 349,700円 (収納済 0円) 令和元年度分 0円 (収納済 12,704円)</p> <p>⑨現在は、収納済となり解消されている。</p> <p>※令和2年11月末現在の未収金状況 令和元年度分 0円 (収納済 27,208円)</p>
--	--

監査対象機関	福祉保健部 医療課
監査対象期間	令和元年度
監査実施日	令和2年8月20日、10月9日
監査の結果	
(指導事項) 1件 (収入1)	講じた措置
1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。	1) (発生原因の検証結果) ①収入未済のうち大半が過年度分が占めており、生活困窮者等の長期滞納者の返還が円滑に進んでいないことが原因である。 ②当該未収金の債務者は、平成27年度中に多重債務により、破産手続許可決定がなされた。さらに、連帯保証人である兄と父についても、自己破産手続きにより免責許可が決定されている。 (今後の対応策等) ①新型コロナウイルス感染症の影響により、例年実施している戸訪問による納入指導が今年度は実施できていないが、次の措置を継続実施した結果、388,600円を削減した。(令和2年12月1日現在) ・電話や文書による催告 ・債務者の生活状況等に応じた納入指導(分割納付) ・連帯保証人からの回収 また、返還方法が窓口納付に限られ、日中
①看護職員修学資金貸付金償還金 過年度分 3,730,650円 令和元年度分 585,900円 合計 先数 16件 4,316,550円	
②医師修学資金貸付金償還金 過年度分 先数 1件 1,570,000円	

<p>なかなか金融機関に出向けないなどの理由によって滞納となる事例も多数見受けられたため、平成25年12月から導入した口座振替（引き落とし）による返還を本年度も推進し、引き続き納付環境の充実を図った。</p> <p>今後も引き続き、債権管理の適正化を図り、収入未済解消に向けた取組を粘り強く行っていく。</p> <p>②債務者及び保証人について破産手続きが完了したため、消滅時効の期間が到来するまで、適正に債権を管理していく。</p>

<p>監査対象機関 福祉保健部 衛生業務課</p> <p>監査対象期間 令和元年度</p> <p>監査実施日 令和2年8月19日、10月9日</p> <p>監査の結果 謙じた措置</p> <p>(指導事項) 2件 (支出1、契約 (重点事項) 1)</p> <p>1) 山梨県生活基盤施設耐震化等補助金における翌年度に全額が繰り越された事業について、補助金交付要綱第9条に定める事業が翌年度におたるときに知事に提出するものが翌年度にわたるときに知事に提出するものとされており、また、補助金交付要綱第10条に定める額の確定が行われていなかった。</p> <p>2) 医薬品医療機器等法施行規則改正に伴うやまなし医療ネットワーク改修業務委託契約書の個人情報取扱特記事項及び情報セキュリティに関する特記事項に、受託業者は、発注者である山梨県知事に対して、受託業務に係るセキュリティ責任者及び作業従事者を書面により、明らかにしなければならぬと定められているが、履行されていないかつた。</p>	<p>なかなか金融機関に出向けないなどの理由によって滞納となる事例も多数見受けられたため、平成25年12月から導入した口座振替（引き落とし）による返還を本年度も推進し、引き続き納付環境の充実を図った。</p> <p>今後も引き続き、債権管理の適正化を図り、収入未済解消に向けた取組を粘り強く行っていく。</p> <p>②債務者及び保証人について破産手続きが完了したため、消滅時効の期間が到来するまで、適正に債権を管理していく。</p>
---	---

<p>監査対象機関 子育て支援局 子育て政策課</p> <p>監査対象期間 令和元年度</p> <p>監査実施日 令和2年8月25日、10月14日</p> <p>監査の結果 謙じた措置</p> <p>(指導事項) 1件 (収入1)</p> <p>1) 愛宕山こどもの国行政財産使用に係る調査が次のとおり遅延していた。</p>	<p>1) (発生原因の検証結果)</p> <p>①担当者が、年度当初の行政財産目的外使用</p>
---	---

<p>①年度当初に測定すべき行政財産使用料が年度末に行われていた。</p> <p>②月々測定すべき行政財産使用に伴う電気料が一括して年度末に行われていた。</p>	<p>許可の起案をもって、行政財産使用料の測定をしたものと承認していた。</p> <p>②月々の電気料測定のための算出資料は、こどもの国及び少年自然の家の指定管理者（(公財) 青少年協会）から、毎月、県へ提出することとしていたが、指定管理者において算出資料の提出を失念し、県においても、資料の提出がないことに気づかず、指定管理者に対して資料提出の催告をしていなかった。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>①令和2年度は、4月1日付で測定を行っている。翌年度以降も測定漏れがないよう、引き継ぎ等を徹底し、再発防止に努める。</p> <p>②令和2年度は、月毎の測定を行っている。今後は、再発防止を図るため、指定管理者との連携を密にするとともに、指定管理者は、県に対して算出資料を翌月の10日までに提出し、県は、15日までに測定する取り扱いとした。</p>
---	---

<p>監査対象機関 子育て支援局 子ども福祉課</p> <p>監査対象期間 令和元年度</p> <p>監査実施日 令和2年8月26日、10月14日</p> <p>監査の結果 謙じた措置</p> <p>(指導事項) 2件 (収入1、契約 (重点事項) 1)</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。</p> <p>【一般会計】</p> <p>①児童福祉施設入所児童保護者負担金 過年度分 19,268,618円 令和元年度分 5,998,878円 合計 1566件 25,267,496円</p> <p>②児童共済手当の過払金の返納金 過年度分 先数 16件 3,764,950円 【母子父子寡婦福祉金特別会計】</p> <p>①母子福祉資金貸付金償還金 (元金) 過年度分 先数 5件 2,044,141円</p> <p>②母子福祉資金貸付金償還金 (利子) 過年度分 先数 1件 41,639円</p> <p>③母子福祉資金貸付金償還金 (連約金) 過年度分 先数 4件 197,568円</p>	<p>1) (今後の対応策等)</p> <p>①現在収入未済金の回収のため、次の措置を継続実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電話による納入指導 ・文書による納入指導 ・訪問による納入指導 <p>・債務承認書の徴収または一部債務の納付による消滅時効の中断措置</p> <p>・個々の状況に応じた納付方法 (分割納付) の採用等</p> <p>・滞納処分のための財産調査 (児童福祉施設入所児童保護者負担金に限る)</p> <p>・各保健福祉事務所を対象とした債権管理担当者研修会の開催 (母子父子寡婦福祉資金に限る)</p> <p>今後も収入未済の回収に努めるとともに、債権管理の適正化を図っていく。</p> <p>○令和2年度収入未済額 (令和2年11月末現在)</p>
---	---